

静岡県告示第109号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和2年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号及び同施行令第13条の2第2号

2 指定区域

静岡県裾野市御宿字平六沢1205番4の一部及び静岡県裾野市御宿字上アライ1126番1の一部 以上2筆